

様式第三号（第六条、第九十一条の四、第九十一条の八十二関係）（平26農水令58  
・全改、令元農水令10・令2農水令83・一部改正）

（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の製造販売業の場合

許可番号	第 種動物用医薬品製造販売業許可証
氏名又は名称	
主たる機能を有する事務所の所在地	
主たる機能を有する事務所の名称	
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12 条第1項の規定により許可を受けた第 種動物用医薬品の製造販売業者であ ることを証する。	
年 月 日	農林水産大臣 氏 名

（日本産業規格 A 4）

（二）医薬部外品の製造販売業の場合

許可番号	動物用医薬部外品製造販売業許可証
氏名又は名称	
主たる機能を有する事務所の所在地	
主たる機能を有する事務所の名称	
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12 条第1項の規定により許可を受けた動物用医薬部外品の製造販売業者である ことを証する。	
年 月 日	農林水産大臣 氏 名

（日本産業規格 A 4）

(三) 医療機器の製造販売業の場合

許可番号
第 種動物用医療機器製造販売業許可証
氏名又は名称
主たる機能を有する事務所の所在地
主たる機能を有する事務所の名称
許可の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第1項の規定により許可を受けた第 種動物用医療機器の製造販売業者であることを証する。
年 月 日
農林水産大臣 氏 名

(日本産業規格 A 4)

(四) 体外診断用医薬品の製造販売業の場合

許可番号
動物用体外診断用医薬品製造販売業許可証
氏名又は名称
主たる機能を有する事務所の所在地
主たる機能を有する事務所の名称
許可の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第1項の規定により許可を受けた動物用体外診断用医薬品の製造販売業者であることを証する。
年 月 日
農林水産大臣 氏 名

(日本産業規格 A 4)

(五) 再生医療等製品の製造販売業の場合

許可番号	動物用再生医療等製品製造販売業許可証
氏名又は名称	
主たる機能を有する事務所の所在地	
主たる機能を有する事務所の名称	
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の20第1項の規定により許可を受けた動物用再生医療等製品の製造販売業者であることを証する。	
年 月 日	農林水産大臣 氏 名

(日本産業規格 A 4)